民事信託の具体的な活用例

弁護士が皆様にあったプランを提案して一緒に考え，契約書などの書類を作成し，アフターフォローもいたします。民事信託を活用すれば，さまざまな条件やご希望に合わせたオーダーメードが可能です。

おとしよりの財産をまもる

高齢の親が強引なセールスや振り込め詐欺にあわないように、財産管理をすることができます。

確実に後継ぎへ

自分の亡き後、財産は妻に、その後は長男に…など、遺言では実現できない財産の承継を後々まで決めることができます。

親亡きあとに子どもをまもる

自分の亡き後、障害のある子供のために財産管理を行うことができます。

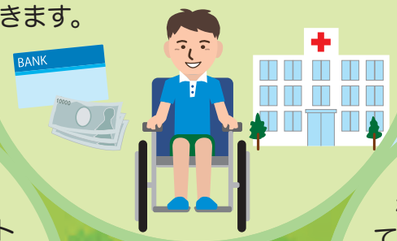

のこされたペットのしあわせ

自分の亡き後も、可愛いペットが幸せに暮らし続けられるようにすることができます。

事業承継

株式を信託することによって、次世代への事業承継を円滑に行うことができます。

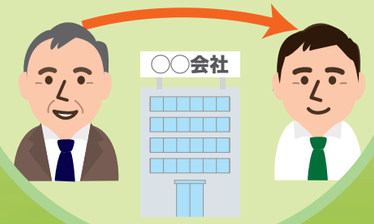

問合せ先：日本弁護士連合会 業務部業務第一課〔電話 03−3580−9909(直)〕

2018年9月発行

民事信託を活用した人生設計

遺言・後見・民事信託の有効活用

人生100年時代の老後の備えについて、弁護士と一緒に考えてみませんか？

これまで老後の備えと言えば、遺言、後見が一般的でしたが、これからの人生100年時代には、民事信託が有効です。

民事信託は、あなたの大事な財産をあなたや家族のために守り、活用し、次世代に承継するために利用できる制度です。

弁護士は、遺言、後見、民事信託の**いずれにもかかわる専門家**としてみなさまにアドバイスをいたします。

JFBA 日本弁護士連合会

	① 元気な時	② 判断能力低下	③ 死亡・相続	④ 次世代へ承継
身上保護※	（見守り契約）	任意後見 法定後見	（死後事務委任）※	
財産管理	財産管理契約		遺　言	
	民　事　信　託		民　事　信　託	

※「身上保護」とは、医療や介護などの身の回りの事務を本人の意思に配慮して行うことです。

※「死後事務委任」とは、お葬式や各種届出などを依頼する契約です。

財産管理・見守り契約

まだ元気だけれど、専門家に任せて財産を管理したい。定期的に訪問してもらって、見守ってほしい。

○メリット

・専門家を活用できる

!注意点

・判断能力が落ちてきたら後見に切り替える

任意後見制度

元気なうちに、自分の財産の管理と身上保護をしてくれる人を契約によって決めておく。

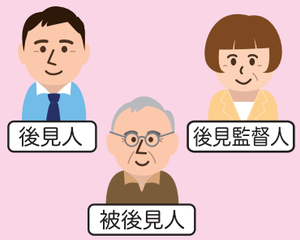

○メリット

・誰が後見人になるかを本人が決められる
・財産管理の方法を自由に決めておくことができる

!注意点

・後見監督人の指導を受ける
・家庭裁判所から後見監督人が選ばれた時点で始まる

法定後見制度

判断能力が落ちた時、家庭裁判所に成年後見人を選んでもらう。

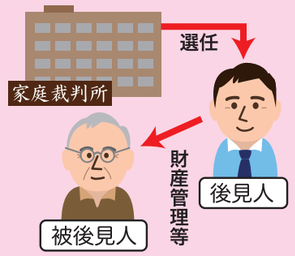

○メリット

・判断能力が低下したあとでも利用できる

!注意点

・専門家が後見人に選ばれたときは報酬が必要
・誰が後見人になるかは本人が決められない
・原則として本人のためにしか財産を利用できない

遺　言

生前に、自分が亡くなったあと、誰にどの財産を（どのくらい）渡すかを決めておく。

○メリット

・自分の意思だけで自由に決められる

!注意点

・死亡したあとのことしか決められない

民事信託

信託を活用すれば、将来的に判断能力がなくなることに備えて、あらかじめ財産の管理を任せることができたり、自分の亡き後、残された家族のために財産を自分の意思のとおりに使うことができます。財産の規模は問いません。

信託の基本的な仕組み

①財産を持っている方（委託者）が、ある方（受託者）に自分の財産の管理を任せる。

②ある方（受託者）は、他の方（受益者）のために財産を管理する。

③他の方（受益者）は、元々財産を持っていた方（委託者）と同じでもかまわない。

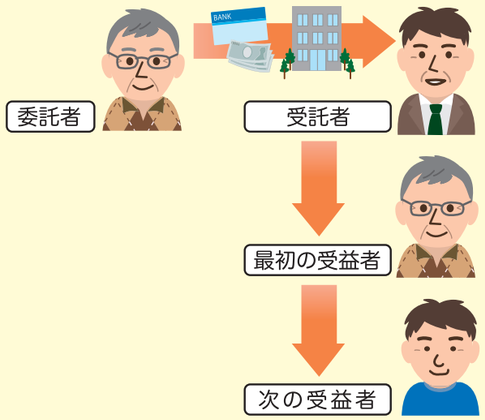

○メリット

・財産を守るだけでなく、本人や家族のために財産を「活用」できる
・家庭裁判所などの監督がないので、財産の利用の自由度が高い

!注意点

・財産の管理のための制度なので，介護サービスなどは，後見もあわせて利用する
・信託に利用できない財産（年金など）がある

例えばこのように使えます！

・**判断能力が低下した後**の財産管理の方法として使えます。
・亡くなった後の財産の分配方法を決めておくことで、**遺言と同じ役目**も果たします。
・最初の受益者を自分にし、次の受益者を家族にすることで、**次世代、次々世代まで**財産の管理を決めておけます。